

## 特定行政書士になりました

1. 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類を作製することを業とする。
2. 前条の規定により行政書士が作成することができる、官公署に提出する書類を官公署に提出する手続き、及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等に関して行われる聴聞、又は弁明の機会の付与の手続き、その他の意見陳述のための手続きにおいて、当該官公署に対してする行為について代理すること。
3. 前条の規定により、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等、行政庁に対する不服申し立ての手続きについて代理し、及びその手続きについて官公署に提出する書類を作成すること。
4. 前条の規定により、行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。
5. 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

以上、2-5の業務は、この平成28年度4月より施行された改正行政書士法により新しく追加された業務であり、この業務については日本行政書士会連合会が実施する研修の過程を修了した行政書士(「特定行政書士」という。)に限り、行うことができる。

という規定になっております。

私はこの研修を修了し、「特定行政書士」になりました。

各種行政や行政処分に不服のある方、又、意見のある方は、ご相談にのりますので、積極的にご来訪、又はご連絡下さい。